

令和5年6月2日

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 工 001
- (2) 調達件名及び数量 任意波形発生器 キーサイト・テクノロジー製 M8194A 1式のレンタル
(詳細は別紙仕様書のとおり)
- (3) 契約期間 令和5年7月1日～令和6年3月31日
- (4) 納入場所 国立大学法人大阪大学大学院工学研究科

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 吹田市山田丘2番1号
国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 経理課産学連携係
電話 06-6879-4234
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和5年6月12日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

レンタル物品の表示 : 任意波形発生器 キーサイト・テクノロジー製 M8194A 1式
(仕様)
最大サンプリングレート 120GSa/s
DAC 分解能 8ビット
任意波形発生器モジュール 2チャンネル (M8194A-002)
2スロットシャーシ・USB制御バンドル (M8194A-BU2)

1. 受注者は、本仕様書に基づきレンタルを行うものとする。
2. レンタル物品は、大阪大学大学院工学研究科に納入するものとする。
3. 本レンタルの期間は、令和5年7月1日から令和6年3月31日とする。
4. レンタル料金は、毎月支払うものとし、月末の借入確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
5. この契約についての必要な細目は、国立大学法人大阪大学が定めた貸借契約基準によるものとする。
6. その他詳細については、係員の指示によるものとする。

【注意事項】

- (1) 本レンタルの実施に係る物品の運送・搬入・据付等にあたっては、法令を遵守し、安全確実な輸送に努め、事故防止に万全を期すること。また、建物、設備、備品等に損傷を与えないように十分注意して行うこと。
- (2) 受注者は、本レンタルの実施に伴い知り得た事項について、いかなる場合も第三者に漏えいまたは他の目的に使用してはならない。

見 積 書 (案)

調達番号： 工001

調達件名： 任意波形発生器 キーサイト・テクノロジー製 M8194A 1式のレンタル

見 積 金 額 (月 額) 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた貸借契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。

レ ン タ ル 契 約 書 (案)

レンタル物品の表示 任意波形発生器 キーサイト・テクノロジー製 M8194A 1式
(仕 様)
最大サンプリングレート 120GSa/s
DAC 分解能 8 ビット
任意波形発生器モジュール 2 チャンネル (M8194A-002)
2 スロットシャーシ・USB 制御バンドル (M8194A-BU2)

レンタル料金 月額 金 円也 (うち消費税及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、レンタル料金に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

賃借人 国立大学法人大阪大学大学院工学研究科 研究科長 桑畑 進 (以下「甲」という。) と賃借人 (以下「乙」という。) との間において、上記の物品 (以下「物品」という。) について、上記のレンタル料金で、次の条項によりレンタル契約を締結するものとする。

- 第 1 条 乙は甲に対し物品を賃貸し、甲はこれを借り受けるものとする。
第 2 条 物品は国立大学法人大阪大学大学院工学研究科に納入するものとする。
第 3 条 物品のレンタル期間は、令和 5 年 7 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
2 甲は、自己の都合により、レンタル期間満了前に本契約を解約するときは、原則として解約しようとする日の 2 ヶ月前までに、文書によって乙に通知するものとする。
第 4 条 納品書及び請求書は、国立大学法人大阪大学大学院工学研究科経理課産学連携係に送付すべきものとする。
第 5 条 レンタル料金は、毎月支払うものとし、甲が月末に物品の借入確認を行い、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
第 6 条 契約保証金は免除する。
第 7 条 物品の保守及び点検の費用並びに物品の搬入、据付、調整及び本契約の契約期間満了又は解約による物品の撤去費用は、レンタル料金に含まれるものとする。
第 8 条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた賃貸借契約基準によるものとする。
第 9 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲と乙との間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため甲及び乙は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 吹田市山田丘 2 番 1 号
国立大学法人大阪大学大学院工学研究科
研究科長 桑畑 進 印

(乙)